

5

自動車共済約款

自動車共済約款

第1章 賠償責任条項

（本組合の支払責任－対人）

第1条 本組合は、自動車共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「対人事故」といいます。）により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、この賠償責任条項および一般条項に従い、共済金を支払います。

2. 本組合は、前項の損害の額が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済（以下「自賠責等」といいます。）によって支払われる金額（共済契約自動車に自賠責等の契約が締結されていない場合は自賠責等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。）を超過する場合に限り、その超過額についてのみ共済金を支払います。

（本組合の支払責任－対物）

第2条 本組合は、共済契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること（以下「対物事故」といいます。）により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、この賠償責任条項および一般条項に従い、共済金を支払います。

（被共済者）

第3条 この賠償責任条項における被共済者は、次の者としします。

（1）共済契約者

（2）共済契約者の承諾を得て共済契約自動車を使用または管理中の者。ただし、次の者または場合を除きます。

（イ）共済契約者と雇用契約を締結していない玉掛作業（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第61条（就業制限）に定める資格者をいいます。）

（ロ）共済契約者以外の自動車取扱業者（注1）が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間

（3）本条第1号および第2号のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（注1）自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限ります。

(共済金を支払わない損害－１ 対人・対物)

第４条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた損害については共済金を支払いません。

- (１) 被共済者またはその法定代理人（被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）の故意
 - (２) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (３) 地震、噴火、台風、こう水、高潮または津波
 - (４) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - (５) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - (６) 第２号から第５号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (７) 共済契約自動車を競技、曲技（練習を含みます。）もしくは試験のために使用中の事故および競技、曲技（練習を含みます。）もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。）の事故
- ２．本組合は、被共済者が損害賠償に関し、第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された賠償責任による損害については共済金を支払いません。

(共済金を支払わない損害－２ 対人)

第５条 本組合は、対人事故により次の者の生命または身体が害された場合には、それによって被共済者が被る損害については共済金を支払いません。

- (１) 共済契約者（法人である場合は、代表権を有する者を含みます。）
- (２) 被共済者の父母、配偶者または子
- (３) 共済契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

(共済金を支払わない損害－３ 対物)

第６条 本組合は、対物事故により次の者の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合には、それによって被共済者が被る損害については共済金を支払いません。

- (１) 共済契約者（法人である場合は、代表権を有する者を含みます。）
- (２) 被共済者またはその父母、配偶者もしくは子
- (３) 共済契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- (４) 被共済者の使用者

(個別適用)

第７条 この賠償責任条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、第４条（共済金を支払わない損害－１ 対人・対物）第１項第１号の規定を除きます。

2. 前項の規定によって、第9条（支払共済金の計算－対人）および第10条（支払共済金の計算－対物）に定める本組合の支払うべき共済金の限度額が増額されるものではありません。

（費用－対人・対物）

第8条 被共済者が支出した次の費用（注1）は、これを損害の一部とみなします。

- （1）一般条項第18条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止軽減に必要または有益であった費用
 - （2）一般条項第18条第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - （3）偶然な事故によって共済契約自動車に積載していた動産（注2）が落下したことに起因して、落下物を取り片付けるために被共済者が負担した費用のうち、あらかじめ本組合の同意を得て支出した費用。ただし、遅延損害金は含みません。
 - （4）対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律（明治32年法律第40号）の適用により被共済者に法律上の損害賠償責任が生じない場合において、道路法（昭和27年法律第180号）第58条（原因者負担金）等の法令に定められる原因者負担金として支出した費用。ただし、延滞利息を含みません。
 - （5）損害賠償に関する争訟について、被共済者が本組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
2. 被共済者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であつて、生命または身体を害された者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の費用のほか、被共済者が支出した弔慰、見舞等の費用（以下「臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。
- （1）対人事故の直接の結果として死亡した場合
 - （2）対人事故の直接の結果として病院または診療所に入院した場合
- （注1）費用には収入の喪失を含みません。
- （注2）共済契約自動車に積載していた動産には法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を含みません。

（支払共済金の計算－対人）

第9条 1回の対人事故につき本組合の支払う共済金の額は、次の（1）および（2）の合計額から（3）の額を差引いた額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ自動車共済証書記載の共済金額を限度とします。

- （1）被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
- （2）前条第1項第1号および第2号の費用
- （3）自賠責等によって支払われる金額

2. 本組合は、前項に定める共済金のほか、次の額の合計額を支払います。

- （1）前条第1項第5号の費用。
- （2）前条第2項の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名に

つき、(イ) または (ロ) の最も高い額を支払います。また、被共済者が弔慰、見舞等を行わなかったと認められる場合は、この臨時費用は支払いません。

(イ) 前条第2項第1号に該当する場合は、5万円

(ロ) 前条第2項第2号に該当し、入院日数が30日以内の場合は、1万円（入院日数が30日を超える場合は、2万円）

(3) 第12条（本組合による解決一対人）第1項の規定に基づく訴訟または被共済者が本組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

（支払共済金の計算一対物）

第10条 1回の対物事故につき本組合の支払う共済金の額は、次の（1）および（2）の合計額から（3）および（4）の合計額を差引いた額とします。ただし、自動車共済証書記載の共済金額を限度とします。

（1）被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

（2）第8条（費用一対人・対物）第1項第1号から第4号の費用の合計額

（3）被共済者が損害賠償請求権者に対して代位取得するものがある場合はその価額

（4）自動車共済証書記載の免責金額

2. 本組合は、前項に定める共済金のほか、次の額の合計額を支払います。

（1）第8条（費用一対人・対物）第1項第5号の費用

（2）第14条（本組合による解決一対物）第1項の規定に基づく訴訟または被共済者が本組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

3. 第1項ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、対物共済金額が30億円を超える場合、本組合の支払う共済金の額は30億円を限度とします。

（1）共済契約自動車に業務（家事を除きます。）として積載されている危険物（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。以下同様とします。）の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故

（2）共済契約自動車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務（家事を除きます。）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故

（3）航空機の滅失、破損または汚損を伴う対物事故

4. 第1項ただし書の規定にかかわらず、「クレーン・ショベル付」A種工作車（用途車種が「A種工作車（クレーン・ショベル付）」に該当する自動車をいいます。）またはこれに準ずる特殊車両の対物事故で、かつ、対物共済金額が30億円を超える場合、本組合の支払う共済金の額は30億円を限度とします。

（本組合による援助一対人・対物）

第11条 被共済者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、本組合は、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、本組合が被共済者に対して

支払責任を負う限度において、被共済者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

（本組合による解決—対人）

- 第12条 被共済者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または本組合が損害賠償請求権者から第13条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人）の規定に基づく損害賠償額の支払いの請求を受けた場合には、本組合は、本組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、本組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士を選任を含みます。）を行うことができます。
2. 前項の場合には、被共済者は本組合の求めに応じ、その遂行について本組合に協力しなければなりません。
3. 本組合は、次のいずれかに該当する場合は、第1項の規定を適用しません。
- （1）被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、自動車共済証書記載の共済金額および自賠責等によって支払われる金額の合計額を超えることが明らかになった場合
 - （2）損害賠償請求権者が、本組合と直接、折衝することに同意しない場合
 - （3）共済契約自動車に自賠責等の契約が締結されていない場合
 - （4）正当な理由がなく被共済者が前項に規定する協力を拒んだ場合
 - （5）自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書または労働基準監督署の証明もしくは現場の管理者、責任者の証明書が入手不能の場合
 - （6）損害賠償請求権者への見舞いおよび死亡事故の場合の葬儀参列など、加害者側の道義的責任がすみやかに履行されない場合

（損害賠償請求権者の直接請求権—対人）

- 第13条 対人事故によって被共済者が負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、本組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、本組合に対して第3項に定める損害賠償額の支払いを請求することができます。
2. 本組合は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して第3項に定める損害賠償額を支払います。ただし、本組合がこの賠償責任条項および一般条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につきすでに支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。）を限度とします。
- （1）被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合、または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - （2）被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - （3）損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合

- (4) 第3項に定める損害賠償額が自動車共済証書記載の共済金額（同一事故につきすでに本組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。）を超えることが明らかになった場合
 - (5) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかの事由があった場合
 - (イ) 被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - (ロ) 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
 - (6) 損害賠償請求権者が共済契約者またはその相続人と折衝することができないと認められる場合
3. 本条にいう損害賠償額とは次の（1）の額から（2）および（3）の合計額を差引いた額をいいます。
- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
 - (2) 自賠償等によって支払われる金額
 - (3) 被共済者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償額
4. 第2項の規定に基づき、本組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払いを行った場合は、その金額の限度において、本組合が被共済者に対して共済金を支払ったものとみなします。

（本組合による解決一対物）

- 第14条 被共済者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または本組合が損害賠償請求権者から第15条（損害賠償請求権者の直接請求権一対物）の規定に基づく損害賠償額の支払いの請求を受けた場合には、本組合は、本組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、本組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（弁護士を選任を含みます。）を行うことができます。なお、この場合における折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きには、共済契約自動車に生じた損害（間接損害を含みます。）について共済契約者および被共済者から相手方へ行う請求に関するものは含みません。
2. 前項の場合には、被共済者は本組合の求めに応じ、その遂行について本組合に協力しなければなりません。
3. 本組合は、次のいずれかに該当する場合は、第1項の規定を適用しません。
- (1) 1回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、自動車共済証書記載の共済金額（免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。また、第10条（支払共済金の計算一対物）第3項および第4項に該当する場合には、同条同項にいう金額とします。）を超えることが明らかになった場合
 - (2) 損害賠償請求権者が、本組合と直接、折衝することに同意しない場合
 - (3) 正当な理由がなく被共済者が前項に規定する協力を拒んだ場合
 - (4) 自動車共済証書に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がその免責金額を下回る場合
 - (5) 被共済者が一般条項第18条（事故発生時の義務）第1項第2号に定める通知を遅滞なく

しなかった場合

- (6) 自動車共済証書に免責金額の記載がある場合に、被共済者がその免責金額を遅滞なく本組合に払い込まない場合

(損害賠償請求権者の直接請求権—対物)

第15条 対物事故によって被共済者が負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、本組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、本組合に対して第4項に定める損害賠償額の支払いを請求することができます。

2. 本組合は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して第4項に定める損害賠償額を支払います。ただし、本組合がこの賠償責任条項および一般条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につきすでに支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。）を限度とします。

(1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合、または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

(2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

(3) 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合

(4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかの事由があった場合

(イ) 被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明

(ロ) 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

3. 1回の事故について、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、自動車共済証書記載の共済金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は第1項の請求権を行使できず、また本組合は前項の規定にかかわらず損害賠償金を支払いません。ただし、本組合への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被共済者との間で、書面による合意が成立した場合を除きます。なお、本項にいう自動車共済証書記載の共済金額は、第10条（支払共済金の計算—対物）第3項および第4項に該当する場合には、同条同項にいう金額とします。

4. 本条にいう損害賠償額とは次の(1)の額から(2)および(3)の合計額を差引いた額をいいます。

(1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 被共済者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償額

(3) 自動車共済証書に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

5. 第2項の規定に基づき、本組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払いを行った場合は、その金額の限度において、本組合が被共済者に対して共済金を支払ったものとみなします。

(仮払金および供託金の貸付等—対人・対物)

第16条 本組合は、被共済者が予め本組合の同意を得た場合、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基

づく仮払金または仮差押えを免れるための供託金について、貸付を行うことができます。この場合、仮払金については無利息で、また供託金については、供託金に付されるのと同率の利息を付します。また、上訴の場合の仮執行を免れるための供託金については、本組合の名において供託し、または供託金に付されるのと同率の利息で被共済者に貸付けることができます。

- (1) 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ自動車共済証書記載の共済金額(同一事故につきすでに本組合が支払った共済金または第13条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人)の損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。)
 - (2) 対物事故については、1回の事故につき、自動車共済証書記載の共済金額(同一事故につきすでに本組合が支払った共済金または第15条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物)の損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。)なお、本号にいう自動車共済証書記載の共済金額は、第10条(支払共済金の計算—対物)第3項および第4項に該当する場合には、同条同項にいう金額とします。
2. 前項により本組合が供託金を貸付ける場合には、被共済者は、本組合のために供託金(利息を含みます。以下同様とします。)の取戻し請求権の上に質権を設定するものとします。
 3. 第1項の貸付または本組合の名による供託が行われている間においては、第9条(支払共済金の計算—対人)第1項ただし書、第10条(支払共済金の計算—対物)第1項ただし書、第13条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人)第2項および第15条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物)第2項の規定は、その貸付金または供託金をすでに支払った共済金とみなして適用します。
 4. 第1項の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、第1項の本組合の名による供託金または貸付金(利息を含みます。)が共済金として支払われたものとみなします。
 5. 一般条項第22条(共済金の請求)の規定により、本組合の共済金支払義務が発生した場合は、第1項の仮払金に関する貸付金が共済金として支払われたものとみなします。

(先取特権—対人・対物)

第17条 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被共済者の本組合に対する共済金請求権(第8条(費用—対人・対物)の費用に対する共済金請求権を除きます。)について、先取特権を有します。

2. 本組合は、次のいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。
 - (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、本組合から被共済者に支払う場合(被共済者が賠償した金額を限度とします。)
 - (2) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、本組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - (3) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が前項の先取特権を行使したことにより、本組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - (4) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、本組合が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、本組合から被共済者に支払う場合(損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。)
3. 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済

金請求権を質権の目的とし、または前項第3号の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、前項第1号または第4号の規定により被共済者が本組合に対して共済金の支払を請求することができる場合を除きます。

(損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整)

第18条 自動車共済証書記載の共済金額が、前条第2項第2号または第3号の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる共済金と被共済者が第8条（費用－対人・対物）の規定により本組合に対して請求することができる共済金の合計額に不足する場合は、本組合は、被共済者に対する共済金の支払いに先立って損害賠償請求権者に対する共済金の支払いを行うものとします。ただし、本条にいう自動車共済証書記載の共済金額が、第10条（支払共済金の計算－対物）第3項および第4項に該当する場合には、同条同項にいう金額とします。

第2章 自損補償条項

(本組合の支払責任)

第1条 本組合は、被共済者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害（ガス中毒を含みます。）を被り、かつ、それによって、その被共済者について生じた損害について、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、この自損補償条項および一般条項に従い、共済金を支払います。

（1）自動車共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の運行に起因する事故

（2）共済契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または共済契約自動車の落下。ただし、被共済者が共済契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中もしくは当該装置を操作中である場合に限りします。

2. 前項の傷害には、次のものを含みません。

（1）日射、熱射または精神的衝動

（2）被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(被共済者)

第2条 この自損補償条項における被共済者は、次の者としします。ただし、賠償責任条項における対人事故の損害賠償請求権者となる者を除きます。

（1）共済契約者（被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）

（2）共済契約自動車の運転者（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。）

（3）前各号以外の者で、共済契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者

（4）共済契約自動車の固有の装置を操作中の者

2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被共済者に含みません。

（1）極めて異常かつ危険な方法で共済契約自動車に搭乗中の者

（2）業務として共済契約自動車を受託している共済契約者以外の自動車取扱業者（注2）

（注1）第1条（本組合の支払責任）の（注）に同じ。

（注2）自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(個別適用)

第3条 この自損補償条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

（共済金を支払わない場合－１）

第４条 本組合は、次のいずれかに該当する傷害については共済金を支払いません。

- （１）被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- （２）被共済者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行（注１）している場合
または酒気を帯びもしくは麻薬等を使用して共済契約自動車を運行している場合に生じた傷害
- （３）被共済者が、共済契約自動車の使用について、共済契約者の承諾を得ないで共済契約自動車
に搭乗中または共済契約自動車の固有の装置を操作中に生じた傷害
- （４）被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- （５）共済契約自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のた
めに使用している場合または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使
用している場合に生じた傷害
- （６）被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

２．傷害が共済金を受取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、本組合はその者の受取るべき金額については、共済金を支払いません。

３．本組合は平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病（注２）に対し
ては、共済金を支払いません。

（注１）運転に限らず、クレーン、玉掛け、フォークリフトなど、固有の装置の操作に資格が必要
な場合を含みます。

（注２）たんどく りん ぼ せんえん はいけつしょう はしょうふう 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

（共済金を支払わない場合－２）

第５条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた傷害については共済金を支払いません。

- （１）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動（群
衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され治安維持上重大な事態と認められ
る状態をいいます。）
- （２）地震、噴火、または津波
- （３）核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂
生成物を含みます。）の放射性爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- （４）前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- （５）前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（死亡共済金）

第６条 本組合は、被共済者が第１条（本組合の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した
場合は、別表１（死亡共済金）に定める金額を死亡共済金として、被共済者の法定相続人に支払います。

ただし、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号、以下「労災保険」といいます。）の給付
がある場合（請求をすれば給付がある場合をいいます。以下同様とします。）は、２分の１とします。

２．第１項の被共済者の法定相続人が２名以上である場合（注）は、法定相続分の割合により、死
亡共済金を法定相続人に支払います。

(注) 法定相続人の同意があった場合は除く。

(後遺障害共済金)

第7条 本組合は、被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、別表2-1（後遺障害等級表2-1）または別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる後遺障害が生じた場合は、別表1（死亡共済金）の死亡共済金に別表3（後遺障害共済金支払割合）に定める最も高い共済金支払割合を乗じた金額を後遺障害共済金として、被共済者に支払います。ただし、労災保険の給付がある場合は、2分の1とします。

2. 別表2-1（後遺障害等級表2-1）および別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げていない後遺障害については、自動車損害賠償保障法施行令第2条（保険金額）ならびに事故発生日に対応する同施行令別表の障害等級を原則として「労災補償 障害認定必携」(注)の障害認定基準に準じて後遺障害等級を認定するものとします。

3. 同一事故により、別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、次の各号に規定する共済金支払割合を適用します。

(1) 別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第5級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める共済金支払割合

(2) 前号以外の場合で、別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第8級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める共済金支払割合

(3) 前各号以外の場合で、別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第13級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対応する共済金支払割合の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める共済金支払割合に達しない場合は、その合計した共済金支払割合を適用します。

(4) 前各号以外の場合は、最も重い後遺障害に該当する等級に定める共済金支払割合

4. すでに後遺障害のある被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、別表2-1（後遺障害等級表2-1）または別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた共済金支払割合から、すでにあった後遺障害に該当する等級に応じた共済金支払割合を差し引いた共済金支払割合

5. この自損補償条項において、後遺障害とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。

(注)「労災補償障害認定必携」は、労災保険における障害の等級認定を集成した一般財団法人労災サポートセンターの刊行図書をいいます。

(医療共済金)

第8条 本組合は、被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として生活機能や業務能力の減失または減少をきたし、かつ、医師の治療を要した場合は、平常の生活または業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の各号に規定する金額を医

療共済金として被共済者に支払います。ただし、労災保険の給付がある場合は、2分の1とします。

(1) 病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき6,000円

(2) 病院または診療所に通院した日数(治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、治療を受けた日数をいいます。)に対しては、その治療日数1日につき4,000円

2. 前項の医療共済金の額は、100万円を限度とします。ただし、労災保険の給付がある場合は、50万円を限度とします。

3. 被共済者が医療共済金の支払いを受けられる期間中に、さらに医療共済金の支払いを受けられる傷害を被った場合においても、本組合は、重複して医療共済金は支払いません。

(支払共済金の競合)

第9条 本組合は、1回の事故に基づく傷害について、後遺障害共済金と医療共済金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。ただし、別表1(死亡共済金)の額を限度とし、労災保険の給付がある場合は、2分の1とします。

2. 本組合は、死亡共済金を支払う場合において、すでに支払った後遺障害共済金または医療共済金がある場合は、支払われるべき死亡共済金の額からすでに支払った金額を差引いてその残額を支払います。

(すでに存在していた身体障害または疾病の影響等)

第10条 被共済者が第1条(本組合の支払責任)の傷害を被った場合、すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第1条の傷害を被った後に、その事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響によって、第1条の傷害が重大となった場合は、本組合はその影響がなかった場合に相当する金額を支払います。

2. 正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または共済契約者もしくは共済金を受取るべき者が治療をさせなかったために、第1条の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

(減収補償共済金)

第11条 本組合は、共済契約者の業務に従事中の被共済者(注)が第1条(本組合の支払責任)の傷害を被り、その直接の結果として死亡し、または病院もしくは診療所に60日以上入院した場合は、これによって生じる共済契約者の減収に対し、被共済者ごとに別表4(減収補償共済金)に定める金額を減収補償共済金として共済契約者に支払います。ただし、自家用自動車による自損事故の場合は、この限りではありません。

(注) 共済契約者と雇用契約を締結している使用人および労働者派遣法(昭和60年法律第88号)に基づき共済契約者に派遣されている労働者または共済契約者の役員(共済契約者が個人の場合には、共済契約者本人を含みません。)で、共済契約者の指揮・命令のもとで、共済契約自動車を業務として運行している被共済者をいいます。

(臨時費用共済金・葬祭費用共済金)

第12条 本組合は、共済契約者の業務に従事中の被共済者(注)が第1条(本組合の支払責任)の傷

害を被り、その直接の結果として死亡し、または病院もしくは診療所に60日以上入院した場合は、これに対する弔慰、見舞等の諸費用に充当するため、被共済者ごとに次の(1)または(2)の最も高い額を臨時費用共済金として共済契約者に支払います。ただし、契約者が弔慰、見舞等を行わなかったと認められる場合は、この臨時費用共済金は支払いません。

(1) 死亡の場合 10万円

(2) 60日以上入院した場合 5万円

2. 本組合は、被共済者が第1条(本組合の支払責任)の傷害を被り、その直接の結果として死亡し、この葬儀を共済契約者において行った場合は、被共済者ごとに50万円を葬祭費用共済金として共済契約者に支払います。

(注) 第11条(減収補償共済金)の(注)に同じ。

(共済金支払限度額等)

第13条 本組合は、第6条(死亡共済金)、第7条(後遺障害共済金)および第8条(医療共済金)に定める共済金のほか、1回の事故につき、第11条(減収補償共済金)および第12条(臨時費用共済金・葬祭費用共済金)の規定による共済金を支払います。

(代 位)

第14条 本組合が共済金を支払った場合でも、被共済者またはその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は本組合に移転しません。

別表 1 (死亡共済金)

共済金額	死亡共済金	共済金額	死亡共済金
無制限	1,500 万円	7,000 万円	1,450 万円
20,000 万円	1,500 万円	5,000 万円	1,350 万円
15,000 万円	1,500 万円	4,000 万円	1,300 万円
10,000 万円	1,500 万円	3,000 万円	1,250 万円
8,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	1,200 万円

別表 2-1 (後遺障害等級表 2-1) 介護を要する後遺障害

等 級	介護を要する後遺障害
第 1 級	①神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常時介護を要するもの ②胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常時介護を要するもの
第 2 級	①神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ②胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

別表 2-2 (後遺障害等級表 2-2) 別表 2-1 以外の後遺障害

等 級	後 遺 障 害
第 1 級	①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④両上肢の用を全廃したもの ⑤両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	①1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの ②両眼の視力が 0.02 以下になったもの ③両上肢を手関節以上で失ったもの ④両下肢を足関節以上で失ったもの
第 3 級	①1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの ②咀嚼又は言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤両手の手指の全部を失ったもの

第4級	①両眼の視力が0.06以下になったもの ②咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力を全く失ったもの ④1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	①1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ②神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥1上肢の用を全廃したもの ⑦1下肢の用を全廃したもの ⑧両足の足指の全部を失ったもの
第6級	①両眼の視力が0.1以下になったもの ②咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの ⑥1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの
第7級	①1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの ②両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫外貌に著しい醜状を残すもの ⑬両側の睪丸を失ったもの

第 8 級	① 1 眼が失明し、又は 1 眼の視力が 0.02 以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1 手のおや指を含み 2 の手指を失ったもの又はおや指以外の 3 の手指を失ったもの ④ 1 手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したもの又はおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの ⑤ 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑧ 1 上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1 下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの
第 9 級	① 両眼の視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼の視力が 0.06 以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1 耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指を失ったもの ⑬ 1 手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したものの又はおや指以外の 3 の手指の用を廃したものの ⑭ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの ⑮ 1 足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの
第 10 級	① 1 眼の視力が 0.1 以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの ④ 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの ⑧ 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの

	⑩ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの
第 1 1 級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1 手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの ⑨ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第 1 2 級	① 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ② 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1 手のこ指を失ったもの ⑩ 1 手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの ⑪ 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの ⑫ 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの
第 1 3 級	① 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの ⑤ 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1 手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの ⑩ 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第 1 4 級	① 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの

第14級	②3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③1 耳の聴力が1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧1 足の第3の足指以下の1 又は2の足指の用を廃したもの ⑨局部に神経症状を残すもの
------	--

- (注) 1. 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
2. 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5. 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表3（後遺障害共済金支払割合）

等 級	共済金支払割合	等 級	共済金支払割合
第1級該当	100%	第8級該当	30%
第2級該当	90%	第9級該当	25%
第3級該当	80%	第10級該当	20%
第4級該当	70%	第11級該当	15%
第5級該当	60%	第12級該当	10%
第6級該当	50%	第13級該当	7%
第7級該当	40%	第14級該当	4%

別表4（減収補償共済金）

共済金額	減収補償共済金	共済金額	減収補償共済金
無制限	75 万円	7,000 万円	72 万円
20,000 万円	75 万円	5,000 万円	67 万円
15,000 万円	75 万円	4,000 万円	65 万円
10,000 万円	75 万円	3,000 万円	62 万円
8,000 万円	75 万円	2,000 万円	60 万円

第3章 車両条項

(本組合の支払責任)

第1条 本組合は、自動車共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）が衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮、その他偶然な事故によって被った損害について、この車両条項および一般条項に従い、被共済者に共済金を支払います。

2. 前項の共済契約自動車には、これに定着（注1）または装備（注2）されている物（ワイヤレスの操作装置を含みます。以下「付属品」といいます。）を含みます。ただし、次の物は付属品に含みません。

- (1) 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
- (2) 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物
- (3) 通常装飾品とみなされる物
- (4) 共済契約自動車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェーン、ドリル等
- (5) 共済契約自動車に搭載（注3）されていないワイヤレスの操作装置

（注1）ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

（注2）自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態または法令に従い自動車に備え付けられている状態をいいます。

（注3）操作装置をその用い方に従って操作している間は搭載とみなします。

(被共済者)

第2条 この車両条項における被共済者は、共済契約自動車の所有者とします。

(共済金を支払わない損害－1)

第3条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた損害については共済金を支払いません。

(1) 次に掲げる者の故意または重大な過失

(イ) 共済契約者、被共済者または共済金を受取るべき者（これらのものが法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）

(ロ) 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主または貸借契約に基づく共済契約自動車の借主（これらのものが法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）

(ハ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の法定代理人

(ニ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の業務に従事中の使用人

(ホ) 上記（イ）および（ロ）に掲げる者の父母、配偶者または子

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(3) 地震、噴火、または津波

- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第2号から第5号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- (8) 詐欺または横領
- (9) 共済契約自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用している場合または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用している場合に生じた事故

（共済金を支払わない損害－2）

第4条 本組合は、次の損害については共済金を支払いません。

- (1) 共済契約自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（積み込みまたは積み下し中を含みます。）に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート（官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車とその運転者を同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。以下同様とします。）である場合を除きます。
- (2) 共済契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さびその他自然の消耗
- (3) 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない共済契約自動車の電氣的または機械的損害をいいます。）
- (4) 共済契約自動車から取りはずされて車上にない部分品、付属品または付属機械装置に生じた損害
- (5) 法令に違反する改造を行った部分品、付属品、または付属機械装置に生じた損害
- (6) タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損害。ただし、火災もしくは盗難によって生じた損害または車両が同時に損害を被った場合を除きます。

（共済金を支払わない損害－3）

第5条 本組合は、次の者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行（注1）している場合、または酒気を帯びて、あるいは麻薬等を使用して共済契約自動車を運行している場合に生じた損害については共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
- (2) 所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または貸借契約に基づく共済契約自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）
- (3) 前2号に掲げる者の法定代理人

- (4) 第1号および第2号に掲げる者の業務に従事中の使用人
 - (5) 第1号および第2号に掲げる者の父母、配偶者または子
- (注1) 運転に限らず、クレーン、玉掛け、フォークリフトなど、固有の装置の操作に資格が必要な場合を含みます。

(損害額の決定)

第6条 本組合が共済金を支払うべき損害の額は、その損害が生じた地域および時における共済契約自動車の価額（共済契約自動車と同一車種同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価額相当額をいいます。以下「時価額」といいます。）によって定めます。

2. 共済契約自動車の損傷を修理することができる場合には、次の(1)および(2)の合計額から(3)ならびに(4)の合計額を差引いた額を損害額とします。

(1) 第7条（修理費）に定める修理費

(2) 第8条（費用）に定める費用

(3) 修理に際し部分品を交換したために共済契約自動車全体として価額の増加を生じた場合はその増加額

(4) 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額

3. 第8条（費用）の費用のみを共済契約者または被共済者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。

(修理費)

第7条 前条にいう修理費とは、次の額の合計額をいいます。

(1) 損害が生じた地域および時において、共済契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費。この場合、共済契約自動車の復旧に際して、本組合が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めた場合は、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(2) 共済契約自動車が自力で移動することができない場合には、これを損害発生の場所から、もよりの修理工場もしくは本組合の指定する場所まで運搬するのに要した費用、またはこれらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用

(費用)

第8条 第6条（損害額の決定）にいう費用とは、共済契約者または被共済者が支出した次の費用をいいます。

(1) 一般条項第18条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止軽減のために必要または有益であった費用

(2) 一般条項第18条第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(3) 盗難にあった共済契約自動車を引取るために必要であった費用

(4) フェリーボートによって輸送されている間に生じた共同海損に対する共済契約自動車の分担額

（支払共済金の計算）

第9条 本組合が支払う共済金の額は、1回の事故につき次の通りとします。ただし、自動車共済証書記載の共済金額を限度とします。

- （1）全損（第6条（損害額の決定）第1項による損害額または第7条（修理費）の修理費が共済金額以上となる場合をいいます。以下同様とします。）の場合は共済金額
- （2）前号以外の場合は、第6条（損害額の決定）による損害額から自動車共済証書記載の免責金額を差引いた額

2. 第6条（損害額の決定）のうち、第三者が負担すべき金額で被共済者がすでに回収したもの（以下「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被共済者の自己負担額（損害額から前項に定める共済金の額を差引いた額をいいます。）を超過する場合は、本組合は前項に定める共済金の額からその超過額を差引いて共済金を支払います。

（共済契約の終了）

第10条 本組合の共済金を支払うべき損害が全損である場合または自動車共済証書記載の共済金額を超える場合は、この車両共済契約は事故発生の際に終了します。

2. 第12条（盗難自動車の返還）の規定により、共済契約者がすでに受け取った共済金を本組合に払いもどした場合には、前項の規定は適用しません。

（被害物についての本組合の権利）

第11条 本組合が全損として共済金を支払った場合は、共済契約自動車について被共済者が持っているすべての権利を取得します。ただし、共済金額が時価額に達しない場合には、本組合は共済金額の時価額に対する割合によってその権利を取得します。

2. 共済契約自動車の一部が盗難にあった場合に、本組合がその損害について共済金を支払った場合は、本組合は盗難にあった物について被共済者が持っている権利を取得します。
3. 前2項の場合において、本組合がその権利を取得しないという意思表示して共済金を支払った場合は、共済契約自動車について被共済者が持っている権利は本組合に移転しません。

（盗難自動車の返還）

第12条 本組合が共済契約自動車の盗難によって生じた損害について共済金を支払った後、60日以内に共済契約自動車が発見された場合は、被共済者はすでに受け取った共済金を本組合に払いもどして、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に生じた共済契約自動車の損害に対して共済金を請求することができます。

第4章 搭乗者傷害補償条項

（本組合の支払責任）

第1条 本組合は、被共済者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含む。以下同様とします。）を被った場合は、この搭乗者傷害補償条項および一般条項に従い、共済金（死亡共済金、後遺障害共済金および医療共済金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

- （1）自動車共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の運行に起因する事故
- （2）共済契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または共済契約自動車の落下

2. 前項の傷害には、次のものを含みません。

- （1）日射、熱射または精神的衝動
- （2）被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

（被共済者）

第2条 この搭乗者傷害補償条項における被共済者は、共済契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者としします。ただし、次の者は含みません。

- （1）極めて異常かつ危険な方法で共済契約自動車に搭乗中の者
- （2）業務として共済契約自動車を受託している共済契約者以外の自動車取扱業者（注2）

（注1）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注2）自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（個別適用）

第3条 この搭乗者傷害補償条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

（共済金を支払わない場合－1）

第4条 本組合は、次のいずれかに該当する傷害については、共済金を支払いません。

- （1）被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- （2）被共済者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行（注1）している場合または酒気を帯びもしくは麻薬等を使用して共済契約自動車を運行している場合に生じた傷害
- （3）被共済者が、共済契約者の承諾を得ないで共済契約自動車に搭乗中に生じた傷害
- （4）被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- （5）共済契約自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用している場合または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用している場合に生じた傷害

(6) 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

2. 傷害が共済金を受取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、本組合はその者の受取るべき金額については、共済金を支払いません。

3. 本組合は、平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病（注2）に対しては、共済金を支払いません。

（注1）運転に限らず、クレーン、玉掛け、フォークリフトなど、固有の装置の操作に資格が必要な場合を含みます。

（注2）たんどく 丹毒、りんぼせんえん 淋巴腺炎、はいけつしょう 敗血症、はしょうふう 破傷風等をいいます。

（共済金を支払わない場合－2）

第5条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた傷害については、共済金を支払いません。

（1）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

（2）地震、噴火、または津波

（3）核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

（4）前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

（5）第2号から第4号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（死亡共済金）

第6条 本組合は、被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、自動車共済証書記載の共済金額を死亡共済金として被共済者の法定相続人に支払います。

2. 第1項の被共済者の法定相続人が2名以上である場合（注）は、法定相続分の割合により、死亡共済金を法定相続人に支払います。

3. 被共済者に対し既に支払った後遺障害共済金がある場合は、自動車共済証書記載の共済金額からすでに支払った金額を差引いて、その残額を支払います。

（注）法定相続人の同意があった場合は除く。

（後遺障害共済金）

第7条 本組合は、被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に第2章自損補償条項別表2-1（後遺障害等級表2-1）または別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる後遺障害が生じた場合は、自動車共済証書記載の共済金額に各後遺障害等級表の等級に定める最も高い共済金支払割合を乗じた金額を後遺障害共済金として、被共済者に支払います。

2. 別表2-1（後遺障害等級表2-1）および別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げてい

ない後遺障害については、自動車損害賠償保障法施行令第2条（保険金額）ならびに事故発生日に対応する同施行令別表の障害等級を原則として「労災補償 障害認定必携」（注）の障害認定基準に準じて後遺障害等級を認定するものとします。

3. 同一事故により、別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、次の各号に規定する共済金支払割合を適用します。
 - （1）別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第5級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める共済金支払割合
 - （2）前号以外の場合で、別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第8級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める共済金支払割合
 - （3）前号以外の場合で、別表2-2（後遺障害等級表2-2）第1級から第13級までの後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対応する共済金支払割合の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める共済金支払割合に達しない場合は、その合計した共済金支払割合を適用します。
 - （4）前各号以外の場合は、最も重い後遺障害の該当する等級に定める共済金支払割合
 4. すでに後遺障害のある被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、別表2-1（後遺障害等級表2-1）または別表2-2（後遺障害等級表2-2）に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた共済金支払割合から、すでにあった後遺障害に該当する等級に応じた共済金支払割合を差し引いた共済金支払割合
 5. 被共済者が事故発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、181日目における医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して後遺障害共済金を支払います。
 6. この搭乗者傷害条項において、後遺障害とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。
- （注）「労災補償 障害認定必携」は、労働者災害補償保険における障害の等級認定を集成した一般財団法人労災サポートセンターの刊行図書をいいます。

（医療共済金）

第8条 本組合は、被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として生活機能や業務能力の減失または減少をきたし、かつ、医師の治療を要した場合は、平常の生活または業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の各号に規定する金額を医療共済金として被共済者に支払います。

- （1）病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき、自動車共済証書記載の共済金額の1,000分の1.5
- （2）病院または診療所に通院した日数（治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、治療を受けた日数をいいます。）に対しては、その通院日数1日につき、自動車共済証書記載の共

済金額の1, 000分の1

2. 前項の医療共済金の支払いは、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日をもって限度とします。
3. 被共済者が医療共済金の支払いを受けられる期間中に、さらに医療共済金の支払いを受けられる傷害を被った場合においても、本組合は、重複して医療共済金は支払いません。

(支払共済金の競合)

第9条 本組合は、1回の事故に基づく傷害について、後遺障害共済金と医療共済金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

2. 本組合は、死亡共済金を支払うべき場合において、すでに支払った後遺障害共済金または医療共済金がある場合は、支払われるべき死亡共済金の額からすでに支払った金額を差し引いてその残額を支払います。

(すでに存在していた身体障害または疾病の影響等)

第10条 被共済者が第1条（本組合の支払責任）の傷害を被った場合、すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第1条の傷害を被った後に、その事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響によって第1条の傷害が重大となった場合は、本組合はその影響がなかった場合に相当する金額を支払います。

2. 正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（本組合の支払責任）の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

(本組合の責任限度額)

第11条 1回の事故につき、本組合が支払うべき共済金の額は、第6条（死亡共済金）、第7条（後遺障害共済金）および第8条（医療共済金）から第10条（すでに存在していた身体障害または疾病の影響等）までの規定による額とし、かつ、共済金額を限度とします。

(代 位)

第12条 本組合が共済金を支払った場合でも、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は本組合に移転しません。

別表 後遺障害共済金支払割合

等 級	共済金支払割合	等 級	共済金支払割合
第 1 級	100%	第 8 級	34%
第 2 級	89%	第 9 級	26%
第 3 級	78%	第 10 級	20%
第 4 級	69%	第 11 級	15%
第 5 級	59%	第 12 級	10%
第 6 級	50%	第 13 級	7%
第 7 級	42%	第 14 級	4%

第5章 一般条項

（共済責任期間）

第1条 本組合の共済責任は、共済期間の初日の午後4時（注）に始まり、共済期間の末日の午後4時に終わります。

2. 前項の時刻は日本国の標準時とします。

3. 共済期間が始まった後でも、本組合は共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

（注）自動車共済証書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

（共済責任のおよぶ地域）

第2条 本組合は、自動車共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）が日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）にある間に生じた事故による損害または傷害についてのみ共済金を支払います。

（告知義務）

第3条 共済契約者は、共済契約締結の際、共済契約申込書の記載事項のうち損害の発生の可能性に関する重要な事項について、本組合に事実を正確に告げなければなりません。

2. 本組合は、共済契約締結の際、共済契約者が故意または重大な過失によって、前項の事実について、知っている事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合は、この共済契約を解除することができます。

3. 前項の規定は次の場合には適用しません。

（1）共済契約者が共済契約申込書の記載事項につき書面をもって更正の通知をし、本組合がこれを承認した場合

（2）第1項の規定による解除の原因があることを知った時から、1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合

（3）本組合が共済契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合または過失によって前項の事実を知らなかった場合

4. 第2項の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害または傷害の発生した後になされた場合でも、本組合は共済金を支払いません。もし、すでに共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

5. 前項のただし書きの規定は、第1項に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

（通知義務）

第4条 共済契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者は遅滞なく書面をもって、その旨を本組合に通知しなければなりません。

（1）共済契約自動車を譲渡する場合

(2) 共済契約自動車を他の自動車に変更する場合

(3) 共済契約自動車の用途、車種または登録番号（車両番号を含みます。）または車台番号を変更する場合

(4) 前各号のほか共済契約申込書の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生した場合

2. 前項の事実の発生によって危険の増加が生じ、共済契約者または被共済者が、故意もしくは重大な過失によって遅滞なく前項の通知をしなかった場合またはこの共済契約の引受範囲を超えることとなった場合は、本組合は、この共済契約を解除することができます。

3. 前項の規定は次の場合には適用しません。

(1) 第1項の通知を受け、本組合がこれを承認した場合。ただし、第1項の事実が生じた時から、その通知を承認するまでの間に生じた事故による損害または傷害については、共済金を支払いません。なお、すでに共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(2) 第1項の規定による解除の原因があることを知った時から、1か月を経過した場合、または共済契約締結時から5年を経過した場合

4. 第2項の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合でも、本組合は共済金を支払いません。なお、すでに共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

5. 第3項第1号のただし書および第4項のただし書規定は、第1項に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

（共済契約自動車の譲渡）

第5条 共済契約自動車が譲渡（所有権留保による買主または賃借による借主を共済契約者としている場合の共済契約自動車の返還を含みます。以下同様とします。）された場合であっても、この共済契約によって生ずる権利および義務は、譲受人に移転しません。ただし、共済契約者が書面をもって、この共済契約によって生ずる権利および義務を譲渡する旨を本組合に通知し、本組合がこれを承認した場合はこの限りではありません。

2. 本組合は、共済契約自動車が譲渡された後（前項ただし書により本組合が承認した場合を除きます。）に当該自動車について生じた事故の損害または傷害については、共済金を支払いません。

（共済契約自動車の入替）

第6条 共済契約自動車が廃車または譲渡された後、その代替として共済契約者が新たに自動車を保有した場合（以下「自動車の入替」といいます。）に、共済契約者が書面をもってその旨を本組合に通知し、新たに保有した自動車と共済契約自動車の入替の承認の請求を行い、本組合がこれを承認した場合は、新たに保有した自動車について、この共済契約を適用します。ただし、必要に応じて、共済金額を変更できるものとします。

2. 本組合は、自動車の入替があった後（前項の通知を受理した後を除きます。）に、前項にいう新たに保有した自動車について生じた事故の損害または傷害については、共済金を支払いません。

(共済契約の無効)

第7条 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

(共済契約の取消)

第8条 共済契約締結の際、共済契約に関し、共済契約者および被共済者またはその代理人に詐欺の行為があった場合には、本組合は、この共済契約を取り消すことができます。

(共済契約の解除)

第9条 本組合は、第5条（共済契約自動車の譲渡）第1項または第6条（共済契約自動車の入替）第1項の規定により承認請求があった場合において、これを承認しなかった場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって共済契約を解除することができます。ただし、共済契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限りです。

2. 本組合は、第12条（告知義務・通知義務等の場合の共済掛金の返戻または請求）第1項、第3項または第5項の追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者が相当の期間内にこれを支払わない場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。
3. 共済契約者は、本組合に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。
4. 第1項に基づく本組合の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

(重大事由による解除)

第10条 本組合は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、この共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者または被共済者（法定相続人を含みます。この条項においては同様とします。）が、本組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- (2) 共済契約者または被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
- (3) 共済契約者または被共済者（注1）が、次のいずれかに該当すること
 - (イ) 反社会的勢力（注2）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力（注2）を不当に利用していると認められること
- (ニ) 法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (ホ) その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、(1) から (3) までの事由がある場合と同程度に本組合の信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があったこと

2. 前項の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、前項の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、本組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていた場合は、本組合は、その返還を請求することができます。
3. 共済契約者または被共済者が、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれかに該当することにより、この共済契約の解除がなされた場合には、前項の規定は、次の損害については適用しません。
- （1）賠償責任条項に基づき共済金を支払うべき損害（注3）
- （2）車両条項に基づき共済金を支払うべき損害のうち、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害
4. 車両条項の被共済者が、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれかに該当することにより、この共済契約の解除がなされた場合には、第2項の規定は、次の損害または傷害については適用しません。
- （1）前項第1号および第2号の損害（費用については（注3）に同じ）
- （2）自損補償条項、搭乗者傷害補償条項に基づき共済金を支払うべき損害または傷害のうち、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害または傷害。ただし、その損害または傷害に対して支払う共済金を受け取るべき者が、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、第2項の規定を適用するものとします。
- （注1）共済契約者または車両条項の被共済者に限ります。
- （注2）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （注3）賠償責任条項第8条（費用—対人・対物）に規定する費用のうち、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する被共済者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

（組合員資格喪失による失効）

- 第11条 共済契約者が定款に定める規定によって組合員資格を失った場合（注）は、この共済契約は失効するものとします。
2. 前項により共済契約が失効した場合には、本組合は、共済掛金を返戻しません。ただし、失効の前日までに解約の手続きをした場合は、第15条（共済契約解除の場合の共済掛金の返戻）の規定に従い共済掛金を返戻します。
- （注）自由脱退、自由脱退以外の脱退、除名等をいいます。

（告知義務・通知義務等の場合の共済掛金の返戻または請求）

- 第12条 本組合は、第3条（告知義務）第3項第1号または第4条（通知義務）第1項の事由によって共済掛金を変更する必要がある場合には、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返戻または請求します。
2. 前項の追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払期日までにこれを支払わない場合は、本組合は追加共済掛金領収前に生じた損害または傷害については共済金を支払いません。

3. 本組合は、第5条（共済契約自動車の譲渡）第1項または第6条（共済契約自動車の入替）第1項の規定による承認をする場合において、共済掛金を変更する必要がある場合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返戻もしくは請求します。
4. 前項の追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払期日までにこれを支払わない場合は、本組合は追加共済掛金領収前に生じた損害または傷害については、共済金を支払いません。
5. 第1項および第3項のほか、共済契約締結後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を本組合に通知し、承認の請求を行い、本組合がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要がある場合は、本組合の定めるところにより計算した共済掛金を返戻または請求します。
6. 前項の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払期日までにこれを支払わない場合は、本組合は追加共済掛金領収前に生じた損害または傷害については、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この自動車共済約款および被共済自動車について適用される特約に従い、共済金を支払います。

（無効の場合の共済掛金の返戻）

第13条 第7条（共済契約の無効）の規定により共済契約が無効となる場合には、本組合は、共済掛金を返戻しません。

（取消の場合の共済掛金の返戻）

第14条 第8条（共済契約の取消）の規定により、本組合が共済契約を取消した場合には、本組合は、共済掛金を返戻しません。

（共済契約解除の場合の共済掛金の返戻）

- 第15条 第3条（告知義務）第2項、第4条（通知義務）第2項または第9条（共済契約の解除）第2項の規定により本組合が共済契約を解除した場合は、本組合の定めるところにより計算した共済掛金を返戻します。ただし、既経過期間中に本組合が共済金を支払うべき損害または傷害が発生しなかった場合に限りします。
2. 第9条（共済契約の解除）第1項の規定により本組合が共済契約を解除した場合は、本組合の定めるところにより計算した共済掛金を返戻します。
 3. 第9条（共済契約の解除）第3項の規定により共済契約者が共済契約を解除した場合は、本組合は、領収した共済掛金から既経過期間に対して、別表の短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返戻します。ただし本組合が、その解除を特別の理由によるものと認めた場合は、日割によって計算した共済掛金を返戻します。

（重大事由解除の場合の共済掛金の返戻）

第16条 第10条（重大事由による解除）の規定により本組合が共済契約を解除した場合は、本組合の定めるところにより計算した共済掛金を返戻します。ただし、既経過期間中に本組合が共済金を支払うべき損害または傷害が発生しなかった場合に限りします。

(失効の場合の共済掛金の返戻)

第17条 第11条（組合員資格喪失による失効）により共済契約が失効した場合には、本組合は、共済掛金を返戻しません。ただし、失効の前日までに解約の手続きをした場合は、第15条（共済契約解除の場合の共済掛金の返戻）第3項の規定に従い共済掛金を返戻します。

(事故発生時の義務)

第18条 事故が発生した場合は、共済契約者または被共済者は次のことを履行しなければなりません。

- (1) 損害の防止軽減に努め、運転者その他の者に対しても、これに努めさせること。
- (2) 次の事項を遅滞なく、書面で本組合に通知すること。
 - (イ) 事故発生の日時、場所、事故の状況、損害の程度、被害者の住所、氏名または名称
 - (ロ) 上記の事項につき証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名または名称
 - (ハ) 損害賠償の請求を受けた場合はその内容
- (3) 共済契約自動車が盗難にあった場合には遅滞なく警察に届けると共に、本組合に通知すること。
- (4) 共済契約自動車を修理する場合には、あらかじめ本組合の承認を得ること。ただし、応急の仮手当については、この限りではありません。
- (5) 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- (6) あらかじめ本組合の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置については、この限りではありません。
- (7) 損害賠償についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく本組合に通知すること。
- (8) 本組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、本組合が行う調査に協力すること。

(事故発生時の義務違反)

第19条 共済契約者または被共済者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、本組合は次の金額を差引いて共済金を支払います。

- (1) 前条第1号に違反した場合は、防止軽減することができたと認められる額
 - (2) 前条第2号、第3号、第4号、第7号および第8号の規定に違反した場合は、それによって本組合が被った損害の額
 - (3) 前条第5号に違反した場合は、他人に損害賠償を請求することによって取得できたと認められる額
 - (4) 前条第6号に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
2. 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく前条第2号、第3号、第4号、第8号の書類に故意に不実を記載またはその書類、証拠を偽造もしくは変造した場合には、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(本組合の指定する医師による診断等)

第20条 本組合は、自損補償条項または搭乗者傷害条項に規定する共済金支払事由発生等の通知または共済金の請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金請求権者に対し本組合の指定する医師が作成した診断書、死体検案書またはその他医学的検査の対象となった標本等の提出を求めることができます。

2. 前項の診断または死体の検案のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、本組合が負担します。

(他の共済契約または保険契約がある場合)

第21条 他の共済契約または保険契約がある場合であっても、本組合は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払います。

2. 前項の規定にかかわらず、他の共済契約または保険契約により優先して共済金または保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われている場合には、本組合は、それらの合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。

(1) 賠償責任条項に関しては、損害の額

(2) 車両条項に関しては、損害の額（注）

(3) 自損補償条項に関しては、それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金のうち最も高い額（各共済金ごとに区分して算出します。）

3. 第1項および前項の損害の額は、それぞれの共済契約または保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

4. 第1項の規定により、共済金を支払った場合においては、保険法（平成20年法律第56号）第20条（重複契約）第2項の規定により、他の共済者または保険者に対して求償するものとします。

（注）それぞれの共済契約または保険契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

(共済金の請求)

第22条 本組合に対する共済金請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

(1) 賠償責任条項に関しては、被共済者が負担する法律上の損害賠償額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

(2) 自損補償条項に関しては、次に掲げる時

(イ) 死亡共済金については、被共済者が死亡した時

(ロ) 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が確定した時

(ハ) 医療共済金については、被共済者が平常の生活もしくは業務に従事することができる程度になおった時、または事故の発生の日から160日を経過した時のいずれか早い時

- (ニ) 減収補償共済金ならびに臨時費用共済金については、被共済者が死亡した時または被共済者が60日以上入院した時
 - (ホ) 葬祭費用共済金については、被共済者の葬儀を共済契約者が行った時
 - (3) 車両条項に関しては事故発生の時
 - (4) 搭乗者傷害補償条項に関しては、次に掲げる時
 - (イ) 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - (ロ) 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が確定した時、または事故の発生の日から180日を経過した時のいずれか早い時
 - (ハ) 医療共済金については、被共済者が平常の生活もしくは業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日から180日を経過した時のいずれか早い時
2. 共済金の支払を請求する場合は、次の各号の書類または証拠のうち、本組合が求めるものを本組合に提出しなければなりません。
- (1) 共済金の請求書
 - (2) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
 - (3) 死亡に関して支払われる共済金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書
 - (4) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料
 - (5) 傷害に関して支払われる共済金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書
 - (6) 被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者の除籍および被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - (7) 自損補償条項における減収補償共済金、臨時費用共済金を請求する場合は、第3号または第5号の規定に準ずる書類または証拠
 - (8) 自損補償条項における葬祭費用共済金を請求する場合は、被共済者の葬儀を共済契約者において行ったことが確認できる書類または証拠
 - (9) 公の機関が発行する交通事故証明書。ただし、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
 - (10) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - (11) 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
 - (12) 前各号のほか、本組合が第23条（共済金の支払）に規定する事項の確認を行うために必要な書類または証拠
3. 本組合は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金請求権者に対して、前項に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または本組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、本組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
4. 共済契約者、被共済者または共済金請求権者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場

合または第2項に規定する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

5. 賠償責任条項第8条（費用－対人・対物）第2項の臨時費用の請求は、共済契約者を經由して行うものとします。

（共済金の支払）

第23条 本組合は、前条第2項の手続きを完了した日（以下この条において、「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、本組合が共済金を支払うために必要な次の各号に規定する事項の確認を終え、共済金を支払います。

- （1）共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被共済者に該当する事実
- （2）共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無
- （3）共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- （4）共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において規定する解除、取消、失効等の事由に該当する事実の有無
- （5）前各号のほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者または共済金請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無ならびに内容等、本組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

2. 前項に規定する確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、本組合は、請求完了日からその日を含めて次の各号に定める日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、本組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金請求権者に対して通知するものとします。

- （1）災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
- （2）前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- （3）前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- （4）前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- （5）前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

3. 前各項に規定する確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、前各項の期間に算入しないものとします。
4. 被共済者または共済金請求権者から共済金の内払の請求がある場合で、本組合が承認した場合に限り、本組合の定める方法により共済金の内払を行います。その場合、本組合は、前各項の規定に従い共済金を支払います。

（直接請求権による請求および支払）

第24条 賠償責任条項第13条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人）および賠償責任条項第15条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物）の規定により、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払いを請求する場合は、第22条（共済金の請求）および第23条（共済金の支払）の規定を適用します。

（審査請求）

第25条 共済契約者が共済金の認定について異議のある場合は、その決定通知書を受領した日から2週間以内に書面をもって、本組合に審査を請求することができます。

（代 位）

第26条 損害または費用が生じたことにより被共済者または共済金請求権者が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。）を取得した場合において、本組合がその損害または費用に対して共済金を支払った場合は、その債権は本組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

（1）本組合が損害の額または費用の全額を共済金として支払った場合

被共済者または共済金請求権者が取得した債権の全額

（2）前号以外の場合

被共済者または共済金請求権者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額または費用を差し引いた額

2. 前項第2号の場合において、本組合に移転せずに被共済者または共済金請求権者が引き続き有する債権は、本組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3. 第1項または前項の損害賠償の請求が車両損害に関するものである場合は、本組合は正当な権利により共済契約自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、損害が上記の者の故意または重大な過失による場合、上記の者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行している場合、酒気を帯びもしくは麻薬等を使用して共済契約自動車を運行している場合または自動車取扱業者（注）が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間に生じた場合を除きます。

（注）自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(時効)

第27条 共済金請求権は、第22条（共済金の請求）第1項に定める時の翌日から起算して、3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(直接請求権の行使期限)

第28条 賠償責任条項第13条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人）および賠償責任条項第15条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物）の規定による請求権は、次の場合にはこれを行行使することはできません。

- (1) 被共済者が負担する法律上の損害賠償責任額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から3年を経過した場合
- (2) 損害賠償請求権者の被共済者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

(訴訟の提起)

第29条 この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

(準拠法)

第30条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

附 則

1. この約款は、昭和54年10月24日から実施する。
2. この改正（第1章賠償責任条項第5条支払共済金の計算—対人、第2章自損補償条項第2条被共済者、第3条共済金を支払わない場合—1、第4条共済金を支払わない場合—2、第5条死亡共済金、第6条後遺障害共済金、第7条医療共済金、第8条支払共済金の競合、第10条減収補償共済金、第11条臨時費用等）は、昭和57年7月1日以降の契約にかかるものから実施します。
3. この改正（第1章賠償責任条項第2条、第3条共済金を支払わない損害、第3章一般条項第1条共済責任期間、第16条共済金の請求、別表短期掛金率）は、昭和58年7月5日から適用する。
4. この改正（第2章自損補償条項第5条死亡共済金、第6条後遺障害共済金、第7条医療共済金、第8条支払共済金の競合、別表1、第3章一般条項第4条通知義務、第4条の2共済契約自動車の譲渡、第4条の3共済契約自動車の入替）は、昭和59年7月1日から適用する。
5. この改正（第1章賠償責任条項のうち対物関係条項、第2章自損補償条項第6条後遺障害共済金、第7条医療共済金、第10条減収補償共済金、第11条臨時費用、別表3、第3章車両条項、第4章一般条項第1条共済責任期間、第4条通知義務、第8条解除、第9条追加共済掛金の請求、第10条共済掛金の返戻—無効の場合、第11条共済掛金の返戻—解除の場合、第12条事故発生時の義務、第13条事故発生時の義務違反、第15条他の保険契約がある場合、第16条共済

金の請求、第21条代位)は、昭和62年7月1日から適用する。

6. この改正(第2章別表1及び3)は、平成元年7月1日から実施する。
7. この改正(第2章自損補償条項第3条共済金を支払わない場合-1、第4章一般条項第5条管理義務)は、平成3年行政庁の承認の日から適用する。
8. この改正(第2章別表1及び3)は、平成5年7月1日から実施する。
9. この改正(第2章自損補償条項第1条組合の支払責任、第4条共済金を支払わない場合-2、第6条後遺障害共済金及び第7条医療共済金)は、平成8年7月1日から適用する。
10. この改正(第1条組合の支払責任、第2条組合の支払責任、第7条支払共済金の計算、第9条損害賠償請求権の直接請求権)は、平成9年7月1日から適用する。
11. この改正(第1章賠償責任条項第8条支払共済金の計算-対物)は、平成16年7月1日から適用する。
12. この改正(第1章賠償責任条項第9条組合による援助-対人・対物)、第10条組合による解決-対人、第10条の2組合による解決-対物、第11条損害賠償請求権者の直接請求権-対人、第11条の2損害賠償請求権者の直接請求権-対物)は平成17年7月1日から適用する。
13. この改正(第3章搭乗者傷害条項、第5章一般条項第16条共済金の請求)は平成19年6月29日(行政庁の承認の日)から適用し、搭乗者傷害共済特約(平成8年7月1日実施)は同日限り廃止する。
14. この改正(第1章賠償責任条項、第2章自損補償条項、第3章搭乗者傷害条項、第4章車両条項、第5章一般条項)は、平成22年4月1日以降共済期間が開始する契約から適用する。
15. この改正(第2章自損補償条項別表2-2(後遺障害等級表2-2)別表2-1以外の後遺障害)は、平成23年7月1日(行政庁の承認の日)から実施し、平成22年6月10日以降に発生した事故に適用する。
16. この改正(第5章一般条項第10条解除)は平成29年6月30日(行政庁の承認の日)から適用する。
17. この改正(第1章賠償責任条項、第2章自損補償条項、第3章車両条項、第4章搭乗者傷害補償条項、第5章一般条項)は、令和2年8月1日以降共済期間が開始する契約から適用する。
18. この改正(第1章賠償責任条項、第2章自損補償条項、第3章車両条項、第4章搭乗者傷害補償条項、第5章一般条項)は、行政庁の認可の日から施行し、令和5年8月1日以降共済期間が開始する契約から適用する。ただし、(第1章第10条第3項および第4項)の改正は、交協連との再共済契約締結後の令和5年10月1日から適用する。
19. この改正(第1章賠償責任条項)は、行政庁の認可の日から施行し、令和6年8月1日以降に発生した事故に適用する。

別表 短期掛金率

7 日迄	年掛金に対し	1 0 %	6 ヲ月迄	年掛金に対し	7 0 %
1 5 日迄	〃	1 5 %	7 ヲ月迄	〃	7 5 %
1 ヲ月迄	〃	2 5 %	8 ヲ月迄	〃	8 0 %
2 ヲ月迄	〃	3 5 %	9 ヲ月迄	〃	8 5 %
3 ヲ月迄	〃	4 5 %	10 ヲ月迄	〃	9 0 %
4 ヲ月迄	〃	5 5 %	11 ヲ月迄	〃	9 5 %
5 ヲ月迄	〃	6 5 %			